

食品安全委員会（第739回会合）議事概要

日 時：平成31年4月16日（火） 14：00～15：12

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 8名、一般 12名

議事概要

- (1) ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明

本件について、ゲノム編集技術に着目して留意すべき点などについて事前に遺伝子組換え食品等専門調査会で議論することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 飼料添加物 1品目1案件
 - [1] 遺伝子組換え技術によって得られた *Aspergillus niger* から産生されるフィターゼ
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- [2] 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン）
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「フルチアニルの一日摂取許容量（ADI）を2.4 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ビフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

「フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を1mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（4）食品安全委員会の運営について（平成31年1月～3月）

→事務局から報告。